

栃木県「文化と知」の創造拠点へのPFI等の導入可能性  
に関するサウンディング型市場調査  
実施要領

令和6年9月

栃木県

## 目次

第1 調査の目的	1
第2 対象施設の概要	1
第3 本調査の実施スケジュール	1
第4 本調査の対象者	1
第5 本調査のプロセス	1
1 関心表明書および守秘義務契約書の受付	1
2 守秘義務対象資料の開示	2
3 サウンディング提出書類の受付	2
4 個別ヒアリングの実施	2
(1) 実施期間	2
(2) 実施方法	2
5 本調査結果の公表	2
第6 留意事項	2
1 参加者の取扱い	2
2 費用負担	2
第7 様式	2
第8 守秘義務対象資料	2
第9 問い合わせ先（書類提出先）	3

## 第1 調査の目的

栃木県では、栃木県立美術館、図書館及び文書館を「文化と知」の創造拠点として一体的に整備することを念頭に検討を進めています。整備に係る基本的な考え方等については、栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想策定検討委員会の資料として、本年9月に「栃木県『文化と知』の創造拠点整備構想（案）」を示したところです。

「文化と知」の創造拠点整備、管理運営に当たっては、高質で効率的なサービス提供を念頭に、民間事業者が有する知見やノウハウの導入可能性を検討しています。

そこで、想定される官民連携スキームの方向性や役割分担、参画いただける場合の条件等についてご意見を頂き、実現可能性を高めることを目的として、幅広く意見を募集するサウンディング型市場調査（以下「本調査」）を実施します。

## 第2 対象施設の概要

- ・ 所在予定地：宇都宮市中戸祭
- ・ 敷地面積：約 3.4ha
- ・ 想定延床面積：36,000 m<sup>2</sup>

（第6回 栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想策定検討委員会 資料参照）

整備に係る基本的な考え方や機能と役割など詳細については、栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想（案）をご覧ください。

## 第3 本調査の実施スケジュール

本調査の実施スケジュールは以下の通りです。

本調査の実施の公表	令和6年9月20日（金）
本調査の関心表明提出期間	令和6年9月20日（金）～令和6年10月4日（金）
回答票の提出期間	令和6年9月20日（金）～令和6年10月11日（金）
個別ヒアリングの実施期間（仮）	令和6年10月15日（火）～10月18日（金） （個別に調整させていただきます。）
結果概要の公表	令和6年12月頃

## 第4 本調査の対象者

「文化と知」の創造拠点の整備、運営、維持管理に関心を有する法人を対象に実施いたします。

## 第5 本調査のプロセス

### 1 関心表明書および守秘義務誓約書の受付

本調査への参加を希望する場合は、【様式1】関心表明書および【様式2】守秘義務誓約書に必要事項を記入し、件名を「【サウンディング参加申込】社名」（社名を自社名にご変更ください）として、令和6年10月4日（金）17時までに、問い合わせ先へEメールにてご提出ください。

## 2 守秘義務対象資料の開示

関心表明書および守秘義務誓約書の提出のあった法人の担当者あてに、守秘義務対象資料をEメールにて開示します。

## 3 サウンディング提出書類の受付

【様式3】回答票にご回答いただき、件名を「【サウンディング書類の提出】社名」（社名を自社名にご変更ください）として、令和6年10月11日（金）17時までに、問い合わせ先へEメールにてご提出ください。

## 4 個別ヒアリングの実施

提出いただいた回答票について、個別にヒアリングを実施する場合には、提出いただいた回答票に沿って、意見等を聴取し、その上で、質疑応答を行います。

実施日時及び実施方法は以下の通りとし、詳細は個別に連絡します。

### (1) 実施期間

令和6年9月～10月15日（火）～18日（金）（予定）

### (2) 実施方法

オンライン会議形式により1団体30分から1時間程度で実施（予定）

## 5 本調査結果の公表

本調査の結果については、民間事業者のアイデアやノウハウ等の保護に抵触しない範囲で、栃木県ホームページで公表を行うことを予定しています。なお、法人の名称その他個人情報等は公表いたしません。

## 第6 留意事項

### 1 参加者の取扱い

本調査への参加実績は、今後実施可能性のある事業公募等における募集・審査の対象とはなりません。

### 2 費用負担

本調査の参加に要する費用は、参加する法人の負担とします。

## 第7 様式

【様式1】関心表明書

【様式2】守秘義務誓約書

【様式3】回答票

## 第8 守秘義務対象資料

【資料1】インフォメーションパッケージ

## 第9 問い合わせ先（書類提出先）

本調査について、栃木県は、PwC アドバイザリー合同会社に業務を委託しており、同法人が手続き上の窓口となります。

PwC アドバイザリー合同会社 インフラ・PPP 部門

メール : jp\_tcg\_mla6@pwc.com

令和6年9月〇日

## 関心表明書

栃木県知事 福田 富一 様

所 存 地 ○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○○○○○

代表者の氏名 ○○○○○○○○

当社は、令和6年9月20日付で貴県より公表のあった「栃木県「文化と知」の創造拠点へのPFI等の導入可能性に関するサウンディング型市場調査」への関心があることを表明します。

また、下記に同意したうえで、守秘義務対象資料の開示を申し込みます。

### 記

以下の連絡先情報につき、貴県（貴県からの委託先を含みます。以下、同様とします。）における栃木県「文化と知」の創造拠点へのPFI等の導入可能性に関する検討に利用されること、必要に応じ貴県から連絡を受けることについて同意します。

#### 【御担当者の連絡先】

氏 名	
所 属 部 署 名	
住 所	
電 話 番 号	
メールアドレス	

以上

令和6年9月〇日

## 守秘義務誓約書

栃木県知事 福田 富一 様

所 存 地 ○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○○○○○

代表者の氏名 ○○○○○○○○

当社は、令和6年9月20日付で貴県より公表のあった「栃木県「文化と知」の創造拠点へのPFI等の導入可能性に関するサウンディング型市場調査」に参加することを目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

### 記

#### 第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

#### 第2条（秘密の保持）

当社は、栃木県から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。ただし、法律、命令、条例等（以下「法令等」という。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

### 第3条（善管注意義務）

当社は、栃木県から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、栃木県の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、栃木県又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

### 第4条（個人情報の取扱い）

栃木県から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

### 第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、第7条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄の前後を問わず、存続するものとします。

### 第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより栃木県又は第三者（栃木県に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

### 第7条（印刷物等の破棄）

- 1 受領した守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれらに限りません。）は、栃木県「文化と知」の創造拠点へのPFI等の導入可能性に関するサウンディング型市場調査終了後速やかに（又は本書の違反等により栃木県が求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄することを約束します。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。

以上